教育福祉委員会審査日程表

日時　令和３年６月２９日（火）
午前１０時開議
場所　第３・４委員会室

第１	陳情第　９　号	新型コロナウイルスワクチン推奨の中止及び治験中の人類初のワクチンのリスクと国内９９．４％の人が感染しないＣＯＶＩＤ－１９の発症予防ベネフィットを十分に市民に説明することを求める陳情書
第２	議案第５５号	流山市立図書館設置等に関する条例の一部を改正する条例及び流山市南流山児童センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第３	議案第５２号	流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第４	議案第５３号	流山市重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第５	議案第５４号	流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第６	議案第５６号	和解及び損害賠償の額の決定について
第７	陳情第　６　号	流山市の各学校へ生理用品の無償配布及び設置導入案についての陳情書
第８	陳情第　８　号	難病者への見舞金申請及び各種障がい者給付金制度の見直し改正についての陳情書
第９	所管事務の継続調査について	

令和３年第２回定例会
教育福祉委員会
議案第５２号　資料

流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例（昭和５２年流山市条例第２１号）新旧対照表

改正後	改正前
（指定管理者による管理） 第５条の２　市は、福祉会館の設置目的を効果的に達成するため、法人その他の団体であって市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、次に掲げる福祉会館の管理を行わせるものとする。 （１）流山市流山福祉会館 （２）流山市西深井福祉会館 （３）流山市南福祉会館 （４）流山市名都借福祉会館 （５）流山市南流山福祉会館 （６）流山市平和台福祉会館 （７）流山市下花輪福祉会館 （８）流山市十太夫福祉会館 （９）流山市東深井福祉会館 （１０）流山市野々下福祉会館 （１１）流山市思井福祉会館 （１２）流山市向小金福祉会館 （１３）流山市江戸川台福祉会館	（指定管理者による管理） 第５条の２　市は、福祉会館の設置目的を効果的に達成するため、法人その他の団体であって市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、次に掲げる福祉会館の管理を行わせるものとする。 （１）流山市流山福祉会館 （２）流山市西深井福祉会館 （３）流山市南福祉会館 （４）流山市名都借福祉会館 （５）流山市南流山福祉会館 （６）流山市平和台福祉会館 （７）流山市下花輪福祉会館 （８）流山市十太夫福祉会館 （９）流山市東深井福祉会館 （１０）流山市野々下福祉会館 （１１）流山市思井福祉会館 （１２）流山市向小金福祉会館
２　前項に規定する指定管理者の指定に係る手続等については、流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成１６年流山市条例第２７号）の定めるところによる。	２　前項に規定する指定管理者の指定に係る手続等については、流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成１６年流山市条例第２７号）の定めるところによる。
（指定管理者が行う業務の範囲） 第５条の３　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 （１）福祉会館の施設及び設備の維持管理に関すること。 （２）第４条第１号、第２号（流山市十太夫福祉会館、流山市野々下福祉会館、流山市思井福祉会館、流山市向小金福祉会館及び流山市江戸川台福祉会館に限る。）、第３号（流山市東深井福祉会館に限る。）及び第４号に規定する事業に関すること。	（指定管理者が行う業務の範囲） 第５条の３　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 （１）福祉会館の施設及び設備の維持管理に関すること。 （２）第４条第１号、第２号（流山市十太夫福祉会館、流山市野々下福祉会館、流山市思井福祉会館及び流山市向小金福祉会館に限る。）、第３号（流山市東深井福祉会館に限る。）及び第４号に規定する事業に関すること。

改正後	改正前
（３）第７条に規定する使用の許可に関すること。 （４）第８条に規定する使用の制限に関すること。 （５）第９条に規定する使用の禁止及び許可の取消しに関すること。 （６）第１４条に規定する利用料の収受、減額及び還付に関すること。 ２　前条第１項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第７条、第８条及び第９条第１項の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替える。	（３）第７条に規定する使用の許可に関すること。 （４）第８条に規定する使用の制限に関すること。 （５）第９条に規定する使用の禁止及び許可の取消しに関すること。 （６）第１４条に規定する利用料の収受、減額及び還付に関すること。 ２　前条第１項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第７条、第８条及び第９条第１項の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替える。

令和３年第２回定例会
教育福祉委員会　議案第５３号　参考資料

流山市重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する条例（平成１９年流山市条例第４５号）新旧対照表

改正後

（支給の停止）

第１１条　重度障害者医療費の受給権者及び当該受給権者と生計を一にする者として規則で定めるものについて、当該重度障害者に対する保険医療等がなされた月の属する年度分（当該保険医療等がなされた月が４月から７月までの場合にあっては前年度分）の地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による市町村民税の同法第２９２条第１項第２号に掲げる所得割（同法第３２８条の規定により課する所得割を除く。）の額を規則で定めるところにより合算した額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成１８年政令第１０号）第２９条第１項に規定する額以上であるときは、当該年度の８月１日から当該年度の翌年度の７月３１日までに受けた保険医療等に対する重度障害者医療費は、支給しない。

２　前項の所得割の額を算定する場合において、当該算定の対象となる者が、地方税法第３１８条に規定する賦課期日において指定都市（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項の指定都市をいう。）の区域内に住所を有する者であるときは、その者を本市に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

別表第１（第６条関係）

負担基準額

世帯区分	負担基準額（円） 入院１日又は通院１回当たり
市町村民税非課税世帯	0
市町村民税所得割非課税世帯であ	0

改正前

（支給の停止）

第１１条　重度障害者医療費の受給権者及び当該受給権者と生計を一にする者として規則で定めるものについて、当該重度障害者に対する保険医療等がなされた月の属する年度分（当該保険医療等がなされた月が４月から７月までの場合にあっては前年度分）の地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による市町村民税の同法第２９２条第１項第２号に掲げる所得割（同法第３２８条の規定により課する所得割を除く。）の額を規則で定めるところにより合算した額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成１８年政令第１０号）第２９条第１項に規定する額以上であるときは、当該年度の８月１日から当該年度の翌年度の７月３１日までに受けた保険医療等に対する重度障害者医療費は、支給しない。

２　前項の所得割の額を算定する場合において、当該算定の対象となる者が、地方税法第３１８条に規定する賦課期日において指定都市（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項の指定都市をいう。）の区域内に住所を有する者であるときは、その者を本市に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

３　第１項の所得割の額を算定する場合において、当該算定の対象となる者が、婚姻によらないで母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもののうち、規則で定めるものであるときは、これらの者を地方税法における寡婦又は寡夫とみなして所得割の額を算定するものとする。

別表第１（第６条関係）

負担基準額

世帯区分	負担基準額（円） 入院１日又は通院１回当たり
市町村民税非課税世帯	0
市町村民税所得割非課税世帯であ	0

改正後		改正前	
って、市町村民税均等割のみ課税世帯		って、市町村民税均等割のみ課税世帯	
市町村民税所得割課税世帯	３００	市町村民税所得割課税世帯	３００
備考　この表における世帯に含まれる者は、重度障害者医療費の受給権者及び当該受給権者と生計を一にする者として規則で定めるものとする。		備考 １　この表における世帯に含まれる者は、重度障害者医療費の受給権者及び当該受給権者と生計を一にする者として規則で定める。 ２　第１１条第３項の規定により、寡婦又は寡夫とみなされた者の属する世帯について負担基準額を算出する場合は、これらの者を寡婦又は寡夫とみなしてこの表を適用する。	

流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例（平成２３年流山市条例第１５号）新旧対照表

改正後		改正前	
○流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例 （名称及び位置） 第３条　学童クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。		○流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例 （名称及び位置） 第３条　学童クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。	
学童クラブ名	位置	学童クラブ名	位置
江戸川台小学校区第１江戸川台学童クラブ	流山市江戸川台東３丁目２番地	江戸川台小学校区第１江戸川台学童クラブ	流山市江戸川台東３丁目２番地
江戸川台小学校区第２江戸川台学童クラブ	流山市江戸川台東３丁目１１番地	江戸川台小学校区第２江戸川台学童クラブ	流山市江戸川台東３丁目１１番地
江戸川台小学校区第３江戸川台学童クラブ	流山市江戸川台東３丁目１１番地	江戸川台小学校区第３江戸川台学童クラブ	流山市江戸川台東３丁目１１番地
西初石小学校区第１西初石子どもルーム	流山市西初石４丁目３４７番地	西初石小学校区第１西初石子どもルーム	流山市西初石４丁目３４７番地
西初石小学校区第２西初石子どもルーム	流山市大畔２５番地の１	西初石小学校区第２西初石子どもルーム	流山市大畔２５番地の１
流山北小学校区第１ちびっこなかよしクラブ	流山市加一丁目１５番地の２	流山北小学校区第１ちびっこなかよしクラブ	流山市加一丁目１５番地の２
流山北小学校区第２ちびっこのびのびクラブ	流山市加一丁目１５番地の２	流山北小学校区第２ちびっこのびのびクラブ	流山市加一丁目１５番地の２
流山北小学校区第３ちびっこクラブ	流山市加一丁目７９５番地の１	流山北小学校区第３ちびっこクラブ	流山市加一丁目７９５番地の１
長崎小学校区ひよどり学童クラブ	流山市長崎２丁目５６５番地	長崎小学校区ひよどり学童クラブ	流山市長崎２丁目５６５番地
八木北小学校区第１学童クラブ	流山市美田６９番地の４２０	八木北小学校区第１学童クラブ	流山市美田６９番地の４２０
八木北小学校区第２学童クラブ	流山市美田６９番地の４２０	八木北小学校区第２学童クラブ	流山市美田６９番地の４２０
八木北小学校区第３学童クラブ	流山市美田２０８番地	八木北小学校区第３学童クラブ	流山市美田２０８番地
小山小学校区第１おおたかの森	流山市おおたかの森東二丁目５番地の３	小山小学校区第１おおたかの森	流山市おおたかの森東二丁目５番地の３

改正後		改正前	
ルーム		ルーム	
小山小学校区第２おおたかの森ルーム	流山市おおたかの森東一丁目１２番地の２	小山小学校区第２おおたかの森ルーム	流山市おおたかの森東一丁目１２番地の２
小山小学校区第３おおたかの森ルーム	流山市おおたかの森東二丁目５番地の３	小山小学校区第３おおたかの森ルーム	流山市おおたかの森東二丁目５番地の３
小山小学校区第４おおたかの森ルーム	流山市おおたかの森東二丁目５番地の３	小山小学校区第４おおたかの森ルーム	流山市おおたかの森東二丁目５番地の３
小山小学校区第５おおたかの森ルーム	流山市おおたかの森北一丁目２８番地の１		
南流山小学校区第１あすなろ学童クラブ	流山市木４８７番地	南流山小学校区第１あすなろ学童クラブ	流山市木４８７番地
南流山小学校区第２あすなろ学童クラブ	流山市木４８７番地	南流山小学校区第２あすなろ学童クラブ	流山市木４８７番地
西深井小学校区たんぽぽ学童クラブ	流山市西深井６７番地の１	西深井小学校区たんぽぽ学童クラブ	流山市西深井６７番地の１
東深井小学校区第１もりのいえ学童クラブ	流山市東深井８７９番地の２	東深井小学校区第１もりのいえ学童クラブ	流山市東深井８７９番地の２
東深井小学校区第２もりのいえ学童クラブ	流山市東深井８７９番地の２	東深井小学校区第２もりのいえ学童クラブ	流山市東深井８７９番地の２
東深井小学校区第３もりのいえ学童クラブ	流山市東深井８７９番地の２	東深井小学校区第３もりのいえ学童クラブ	流山市東深井８７９番地の２
流山小学校区第１おおぞら学童クラブ	流山市流山４丁目４５１番地	流山小学校区第１おおぞら学童クラブ	流山市流山４丁目４５１番地
流山小学校区第２おおぞら学童クラブ	流山市流山４丁目４１０番地の２	流山小学校区第２おおぞら学童クラブ	流山市流山４丁目４１０番地の２
流山小学校区第３おおぞら学童クラブ	流山市流山９丁目５００番地の４３	流山小学校区第３おおぞら学童クラブ	流山市流山９丁目５００番地の４３

改正後		改正前	
新川小学校区つくしんぼ学童クラブ	流山市中野久木３３９番地	新川小学校区つくしんぼ学童クラブ	流山市中野久木３３９番地
八木南小学校区そよかぜ学童クラブ	流山市芝崎９２番地	八木南小学校区そよかぜ学童クラブ	流山市芝崎９２番地
鰭ケ崎小学校区第１ひまわり学童クラブ	流山市鰭ケ崎７番地の１	鰭ケ崎小学校区第１ひまわり学童クラブ	流山市鰭ケ崎７番地の１
鰭ケ崎小学校区第２ひまわり学童クラブ	流山市鰭ケ崎７番地の１	鰭ケ崎小学校区第２ひまわり学童クラブ	流山市鰭ケ崎７番地の１
鰭ケ崎小学校区第３ひまわり学童クラブ	流山市鰭ケ崎７番地の１	鰭ケ崎小学校区第３ひまわり学童クラブ	流山市鰭ケ崎７番地の１
東小学校区第１あずま学童クラブ	流山市名都借８５４番地	東小学校区第１あずま学童クラブ	流山市名都借８５４番地
東小学校区第２あずま学童クラブ	流山市名都借８５６番地	東小学校区第２あずま学童クラブ	流山市名都借８５６番地
向小金小学校区第１学童クラブ	流山市向小金３丁目１４９番地の１	向小金小学校区第１学童クラブ	流山市向小金３丁目１４９番地の１
向小金小学校区第２学童クラブ	流山市向小金３丁目１４９番地の１	向小金小学校区第２学童クラブ	流山市向小金３丁目１４９番地の１
おおたかの森小学校区学童クラブ	流山市おおたかの森西二丁目１３番地の１	おおたかの森小学校区学童クラブ	流山市おおたかの森西二丁目１３番地の１
おおぐろの森小学校区学童クラブ	流山市大畔３１６番地の１	おおぐろの森小学校区学童クラブ	流山市大畔３１６番地の１

令和３年第２回定例会
教育福祉委員会
議案第５４号　資料２

本図面は設計段階のものであり、今後、変更される場合がございます。

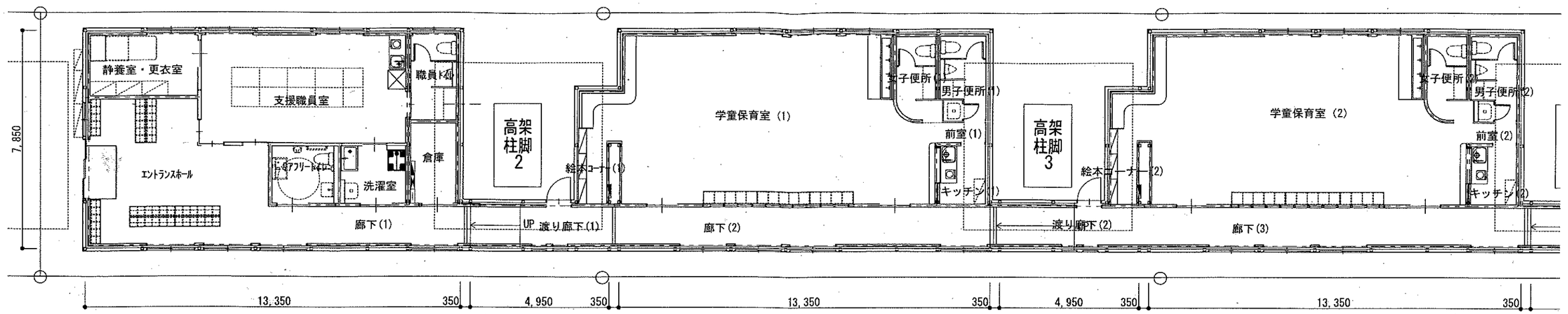

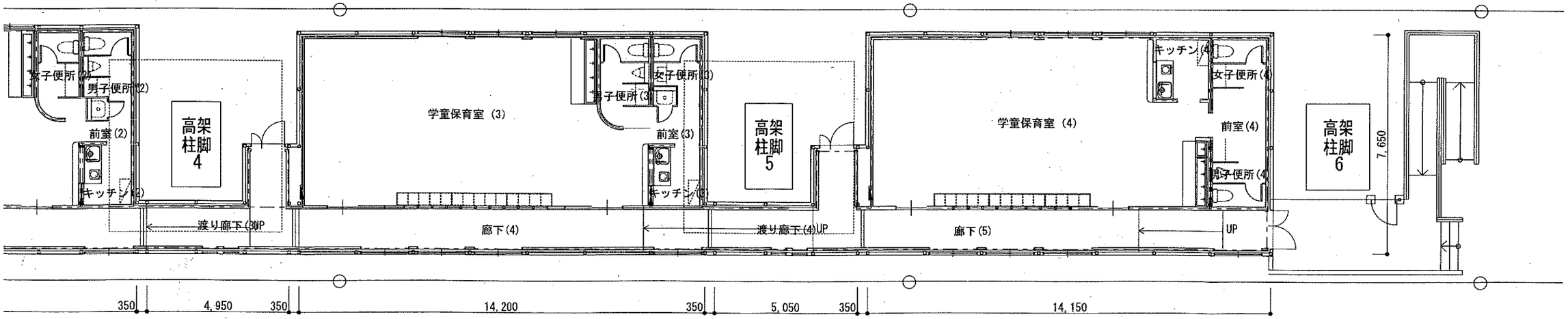

記事		工事名称：小山小学校区第5学童クラブ内部工事	設計年月：
	株式会社 綜企画設計 千葉支店	図面名称：平面図（1）	縮尺：A2:1/100
	印		図面番号：A-09

令和３年第２回定例会
教育福祉委員会
議案第５５号　審査資料

流山市立図書館設置等に関する条例の一部を改正する条例及び流山市南流山児童センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

１　理由

本案は、南流山地域図書館・児童センターの工事の期間を延長したことに伴い、当該施設の開館日を変更するもの

２　工期変更の概要

建設工事現場の地中にコンクリートブロック造の構造物があることが確認され、その撤去及び地盤改良工事の追加により、契約金額の増額と３か月の工期の延長が必要となった(工事請負変更契約について、令和３年第１回臨時会にて議決)。

（工事期間）

当　初：令和２年１２月１７日から令和４年６月３０日まで

変更後：令和２年１２月１７日から令和４年９月３０日まで

３　施行期日（開館日）の変更（附則第１項）

当　初：令和４年　９月１日

変更後：令和４年１２月１日